

交通安全施設の要望について

1 交通安全施設とは

要 望 先	種 別		提 出 先
沼 津 市 道路管理者 (市 道路管理課)	□道路反射鏡(カーブミラー)設置		市長宛の要望書【様式1】を作成 ↓ 市生活安心課に提出 ↓ 市生活安心課が市道路管理課に提出
	市道	□標識・看板(規制のないもの) 例:通学路案内、注意、スピード落とせ 等 □路面標示(規制のないもの) 例:通学路案内、注意、スピード落とせ 等	
静 岡 県 道路管理者 (沼津土木事務所)	県道	□防護柵(ガードレール・ガードパイプ) □区画線(規制のないもの) 例:路側帯、グリーンベルト 等	沼津土木所長宛の要望書【様式2】を作成 ↓ 直接、沼津土木事務所工事第一課に提出
	□標識(規制のあるもの) 例:駐車禁止、通行禁止、止まれ 等 □路面標示(規制のあるもの) 例:速度制限、通行止、一時停止線、横断歩道 等 □信号機		
静岡県公安委員会 沼津警察署 (交通第一課)			沼津警察署長宛の要望書【様式3】を作成 ↓ 市生活安心課に提出 ↓ 市生活安心課が沼津警察署に提出

※ 提出先等が不明な場合は、市生活安心課までご相談ください。

2 要望方法

- (1) 自治会内に施設を必要とする場合は、**要望先を確認の上、要望書を作成し提出**してください。
 ※ 要望に必要な事項・内容が全て記載されていれば【様式1~3】でなくても受理できます。
 ※ 押印は不要です。

- (2) 地図や現場の写真等を添付してください。

3 要望書の留意事項

- (1) 交通安全施設の要望は、原則として上記の方法により行いますが、既設の補修については電話等により行なえる場合があります。例:道路反射鏡(カーブミラー)
- (2) 道路反射鏡(カーブミラー)など要望施設が民地に入る場合は、別紙「承諾書」を使用し、事前に地主の承諾をとってください。提出された要望書は、承諾を得られたものとして受理いたします。また、他の自治会の区域に設置しなければならない場合においては、その自治会(自治会長)と協議をしてください。
- (3) 歩道、区画線施行の場合、道路幅員により設置できない場合もあります。

【問合せ先】

沼津市 企画部 生活安心課 交通・防犯対策係	〒410-8601 沼津市御幸町16-1 (電話) 055-934-4742 (FAX) 055-934-2593
沼津土木事務所 工事1課	〒410-0055 沼津市高島本町1-3(静岡県東部総合庁舎) (電話) 055-920-2215 (FAX) 055-922-6684